甲賀市都市計画基本図　F－１３

VI－OE113

42

凡例

市街化区域界	
用途地域界	
第一種低層住居専用地域	容積率 80/50 建蔽率 1.0m 高さ 10m
第一種低層住居専用地域	100/60 — 10m
第二種低層住居専用地域	100/60 — 10m
第二種低層住居専用地域	150/60 — 10m
第一種中高層住居専用地域	200/60 — —
第二種中高層住居専用地域	200/60 — —
第一種住居地域	200/60 — —
第二種住居地域	200/60 — —
準住居地域	200/60 — —
近隣商業地域	200/80 — —
近隣商業地域	300/80 — —
商業地域	300/80 — —
商業地域	400/80 — —
準工業地域	200/60
工業地域	200/60 — —
工業専用地域	200/60 — —
都市計画道路	
都市計画公園	
都市計画緑地	
土地区画整理事業（都市計画決定したもの）	
特別工業地区（第１種地区）	
特別工業地区（第２種地区）	
都市計画河川	
汚物処理場	
ごみ焼却場	
一団地の官公庁施設区域	
地区計画区域	
火葬場	

平成１５年　７月　作成
平成１８年１１月　撮影
平成２０年１２月　修正
平成２８年１０月　撮影
平成３０年　３月　修正

1：2，500

0　50　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平２９近公第２９９号」

計画機関　甲賀市
作業機関　アジア航測株式会社

E－12 OE102	F－12 OE111	G－12 OE112
E－13 OE104	F－13 OE113	G－13 OE114
E－14 OE202	F－14 OE211	G－14 OE212

行政区画

滋賀県
甲賀市

記号

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅵ１座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
「図郭上辺や位げ真北の方向を示す四！が磁北を示す」
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」